

令和8年度認知症対応型サービス事業開設者研修実施要領

1 研修の目的

地域密着型サービス事業所の開設者が、その目的や理念を理解し、認知症高齢者の生活支援の為に重要な地域資源として地域密着型サービス事業所の適切な管理・運営していくために必要な知識・技術を修得する。

2 実施主体 鳥取県（事業受託者：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）

3 研修定員 15名（受講希望者が定員を超えた場合は選考により決定）

4 受講料 5,900円／人 ※非課税

受講料は受講決定後に本会指定口座へお振込みいただきます。
振込先は、受講決定通知に記載します。

5 日時・会場 令和8年11月26日（木） 9：30～16：50（受付9：00～）
倉吉体育文化会館 （午前）大研修室 （倉吉市山根 529-2）
（午後）小研修室2

6 カリキュラム

9:30	10:30	10:40	12:10	13:10	15:30	15:40	16:50
地域密着型サービスの指定基準について 60分 県長寿社会課	休憩	地域密着型サービスの取り組みについて 90分 サンキ・ウエルビー株式会社 深井 綾子	昼休憩	認知症高齢者の基本的理解・ケアのあり方 140分 介護老人保健施設はまなす 大東 布学	休憩	家族の理解・高齢者との関係の理解 70分 地域ケアセンター マグノリア 矢間 やすみ	
◆講義6時間、現場体験8時間、研修受講後レポート提出							

○研修後実習及びレポート提出について

（1）現場体験（8時間）

講義受講後に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（原則、受講者所属事業所又は法人内の地域密着型事業所で実施）において行うこと。

（2）研修（現場体験含む）受講後レポート提出

①現場体験の場所、時間、内容

②（ア）認知症高齢者ケアについて理解したこと

（イ）今後の事業運営に関して取組みたいこと

【（ア）（イ）合わせて2000字程度、文字数記入のこと】

提出方法：郵送またはEメール（ファクシミリ不可）

提出期限：**令和8年12月4日（金） 17時（必着）**

※期限までに提出されない場合は、修了とみなされません。

7 受講資格（対象者）

次回研修開催までに、以下事業所の代表者となることが予定されている者。

- （１）指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
- （２）指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
- （３）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

8 受講申込

- （１）別紙「受講申込書」に必要事項を記載し、事業所が所在する（所在予定）各市町村にメール
で申し込みください。

※申込先のメールアドレスについては各市町村にお問い合わせください。

- （２）提出期限

- ①事業所から各市町村への申込期限 ： **令和８年 ９月 ７日（月）必着**
- ②各市町村から事務局への申込期限 ： **令和８年 ９月１４日（月）必着**

9 受講決定について

- （１）申込み人数が定員を超えた場合は、受講希望優先順位により定員に達するまでの方を受講者として決定します。
- （２）受講決定通知は事業所宛に郵送いたします。
令和８年１０月８日（木）を過ぎても届かない場合は必ず御連絡ください。

10 修了認定について

全課程を修了された方には、鳥取県より認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書が交付されます。

11 その他

災害や感染拡大等、やむを得ない事情により研修を中止（または延期）する場合等、緊急情報については本会ホームページにてお知らせします。

12 問い合わせ・連絡先

※研修の受講申込先は事業所が所在する（所在予定）各市町村であり事務局ではありません。

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 認知症研修担当

電 話 ０８５７－５９－６３３６

メールアドレス ninchisyo@tottori-wel.or.jp

ホームページ 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 ：<https://www.tottori-wel.or.jp>
鳥取県 長寿社会課(とりネット) ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>